

## ○桐生市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱

(平成 26 年 5 月 16 日施行)

改正 平成 27 年 5 月 1 日 平成 29 年 5 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般住宅敷地内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの活動巣を駆除する費用の一部を補助することにより、市民の生命及び財産を守り、安全な生活環境の維持を図るため、桐生市スズメバチの巣駆除費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成 10 年桐生市規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、次に各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に所有する専用住宅又は併用住宅敷地内にスズメバチの活動巣があること。
- (2) 賃貸借契約により使用されている建物又は専ら事業の用に使用されている建物ではないこと。
- (3) 同一年度内において、スズメバチの駆除に係る補助金を受けていないこと。ただし、同時に複数の活動巣が認められた場合は、これも補助対象とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、市の指定した指定業者が行うスズメバチの活動巣駆除とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 活動巣のある場所が、通常は、人が立ち入ることがないような場所等である場合
- (2) 活動巣の発見時期が、スズメバチの活動時期の終期等の理由により危険性が低い場合
- (3) 指定業者が所持する用具を使用しても著しく危険で、駆除が困難と認められる場合

(補助金額等)

第 4 条 補助金額は、巣 1 個当たり、前条の駆除に要した費用(協定締結額)の 2 分の 1 の額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)とし、1 万円を上限とする。ただし、スズメバチの活動巣の営巣箇所が天井裏、床下等で構造物を壊さなければ駆除できない場合等特別な作業に係る費用については、補助対象者の負担とする。

(補助金交付条件)

第 5 条 補助対象者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 補助対象者は、規則及びこの要綱に規定する交付条件を遵守し、事業を行わなければならない。
- (3) 補助対象者は、活動巢の駆除後、同一敷地内において、再度、営巢しないように、適正な管理に努めなければならない。

(委任状の提出)

第6条 補助対象者は、委任状(様式第1号)を提出することにより、補助金交付に係る交付申請兼実績報告、交付請求及び受領に関する手続(以下「補助金交付に係る手続」という。)を委任することができるものとする。ただし、補助対象者が委任状を提出しない場合、補助対象者は、スズメバチの活動巢の駆除に要した費用の全額を駆除時に指定業者へ支払い、補助金交付に係る手続を補助対象者自らが行うものとする。

(補助金の交付申請及び実施報告等)

第7条 補助対象者は、事業完了(スズメバチの巣を市の指定業者によって駆除し、負担金を市の指定業者に支払うことをいう。)の翌月の5日(5日が土、日、祝日の時は、その翌日)までに交付申請兼実績報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書(様式第3号)
- (2) 負担額支払に係る領収書(駆除日、支払日、申請者氏名、駆除業者及び負担額が記載されているもの)又はこれに代わる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、申請書類等の審査及び必要に応じ調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、交付の金額、条件等を決定し、交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付請求書(様式第5号)を速やかに市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する請求書が提出された場合は、補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

附 則(平成27年5月1日)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成29年5月22日)

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

委任状

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

桐生市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請兼実績報告書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

事業完了報告書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

桐生市スズメバチの巣駆除費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

桐生市スズメバチの巣駆除費補助金交付請求書  
[別紙参照]